

## 財産の処分制限条例について

### 【地方独立行政法人法】

条例で定める重要な財産を、公立大学法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときは、知事の認可が必要である。 第44条第1項

認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要である。 第44条第2項

#### 1 趣旨

法人の業務運営の确实性の担保と健全性の確保を図るため。

#### 2 条例の内容等

##### (1) 重要な財産

不動産、動産、不動産の信託の受益権

##### (2) 基準金額等

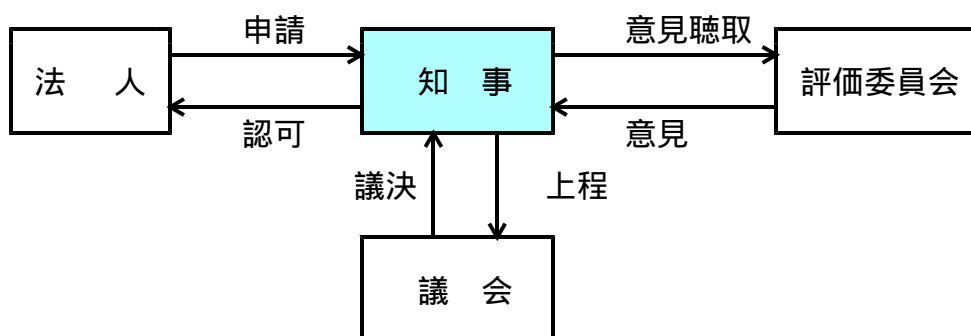
適正な見積価額が7千万円以上（土地については、2万平方メートル以上に限る。）

##### (3) 基準金額等の設定根拠

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で定めている基準

先行団体の基準及び設定方法

#### 3 手続きの流れ



## 【先行団体の状況】

設立団体	重要な財産	基準金額	土地面積	条例
秋 田 県	不動産、動産	7千万円以上	2万㎡以上	7千万円 2万㎡以上
岩 手 県	不動産、動産 不動産の信託受益権	7千万円以上	2万㎡以上	7千万円 2万㎡以上
東 京 都	不動産、動産	2億円以上	2万㎡以上	2億円 2万㎡以上
横 浜 市	不動産、動産	1億円以上	2万㎡以上	1億円 2万㎡以上
大 阪 府	不動産、動産 不動産の信託受益権	1億円以上	2万㎡以上	1億円 2万㎡以上
北九州市	不動産、動産 不動産の信託受益権	4千万円以上	1万㎡以上	8千万円 1万㎡以上
長 崎 県	不動産、動産 不動産の信託受益権	7千万円以上	2万㎡以上	7千万円 2万㎡以上

いずれも「地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項」及び条例基準や規定方法を参考としている。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例



(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、この条例の定めるところによる。

～略～

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。